

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2284号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

去る七月八日に成立した地方分権推進一括法には、地方公共団体の行財政能力の一層の向上を進めるための「市町村の合併の特例に関する法律」(平成十五年度までの時限立法)が含まれている。公布日から施行され、八月六日に自治省は都道府県に「市町村合併の指針」を通知し、具体的な合併案を平成十二年中に示すよう要請した。本腰を入れた推進の動きである。そこでは、合併後の人口規模を最低一万人以上にすよう求めているが、これは全市町村の四七%にあたる。

今回の合併特例法は地方分権推進委員会の第二次勧告に基づいているが、合併は「地方政府単位の再編」という自治体の最も根本に関わる問



夏の終わりに

合併特例法の施行

題であるから、市町村や住民の理解が進み、自主的・主体的な判断により行われることが基本である。

しかし、市町村が自主的に合併をするのであれば国は相当の支援をすべきである。合併特例法には、住民発議制度の拡充、都道府県知事による合併協議会設置の勧告、普通交付税

を吟味し自分たちの将来にかかわる合併問題を真剣に検討すべきである。合併は自主的であるはずだという理由で本格的な検討をしないままやり過ごせるような情勢にはない。

このたびは、国地方を通じる危機的な財政状況を背景として、分権対応の必要性だけでなく、情報通信の発達・道路網の整備・日常生活圏の拡大の考慮、ゴミの焼却とダイオキシン問題への対応、介護

保険制度の効率的な運用といった要請も合併促進の要因になり始めている。広域連合制度の活用による広域行政の推進と並んで市町村合併が進むものと思われる。明治、昭和に次ぐ平成の大合併の兆しである。

(東京大学大学院総合文化研究科教授

大森 彌)

もくじ

政 策	特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)の本格施行に向けて.....(2)
情 報	カプセル Now& New(6)
随 想	今昔物語沖縄県玉城村長 知念信夫.....(8)
情 報	町村週報主要索引(平成11年5月~8月).....(10)
情 報	政策レーダー.....(11)

特定家庭用機器商品化法の本格施行に向けて (家電リサイクル法)

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課リサイクル推進部

1 はじめに

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は昨年六月に公布され、平成十三年(二〇〇一年)四月一日から本格施行を予定している。

この法律は、金属、ガラス等有用な資源を多く含み、リサイクル(再商品化等)による廃棄物の減量に効果のある家電製品を中心とする特定家庭用機器について、小売業者による収集運搬、製造業者・輸入業者(以下、「製造業者等」という。)によるリサイクル(再商品化等)を適正かつ円滑に実施する新たな仕組みを構築しようとするものである。

この法律の本格施行に向けて、昨年十一月に、平成十三年四月からこの法律の対象となる特定家庭用機器を①家庭用エアコン②ブラウン管を使用したテレビ③電気冷蔵庫及び④電気洗濯機(以下「家電四品目」という。)とし、本年五月には製造業者等に義務づけられる再商品化等の基準が定められ、併せて廃棄物処理基準を改正し家電四品目の再生及び処分に関する基準が設定されたところである(平成十三年四月一日か

ら施行)。今後、施行規則の制定、指定法人の指定等が行われることとなる。(資料1)

家電四品目は市町村の廃棄物処理においてはおおむね粗大ごみとして処理されている。この法律の本格施行により、家電四品目は小売業者、製造業者等による収集運搬、処理(リサイクル)が原則となるが、一方、現在これらの廃棄物の処理を行っている市町村についても一定の対応が必要となると考えられる。ここでは、家電リサイクル法の本格施行により何が変わるのかを中心に述べることにする。

2 家電リサイクル法の本格施行によって何が変わるのか

(資料2)

①市町村の処理責任から事業者の義務へ

この法律の本格施行により、小売業者、製造業者等が義務として家電四品目の引き取り・再商品化等を実施することとなる。その義務の範囲は次のとおりである。

ア 小売業者が引き取らなければならぬ場合(引取り義務)

・家電四品目の販売時に消費者から引取りの求めがあったとき
過去に販売した家電四品目の引取りの求めがあったとき

*小売業者が家電四品目を引き取った場合、再度使用等の場合を除き全て製造業者等に引き渡さなければならぬ(引渡し義務)。

イ 製造業者等の義務(引取り義務及び再商品化等実施義務)

製造業者等は自ら過去に製造・輸入した家電四品目を、あらかじめ製造業者等が配置する「指定引取場所」において引き取らなければならない。

*再商品化等実施義務については

③。

これらの義務付けにより、一旦、小売業者が家電四品目を引き取った場合、現在多くの市町村で見られるように小売業者が市町村の廃棄物処理施設に家電四品目を搬入することは認められなくなる。また、市町村が粗大ごみとして家電四品目を収集した場合、製造業者等の「指定引取場所」に搬入することができることとなる。

また、製造業者等により再商品化

等されたあとの残渣は産業廃棄物として処分される。

②小売業者・製造業者等の料金の請求、排出者の料金支払い

この法律では、家電四品目の排出者に対して、小売業者が「収集運搬料金」を、製造業者等が「再商品化等料金」を請求できることとしている。これらの料金は、小売業者、製造業者等が個々に設定し、店頭掲示、官報掲載等の方法により事前に公表することが義務づけられる。

現在、家電四品目を含む粗大ごみの処理を無料で実施している市町村が存在するが、この法律では排出者が処理料金を支払うことを原則としている。

③家電四品目については従来の処理からリサイクルへ

この法律では、家電四品目について製造業者等に一定水準以上の再商品化等(リサイクル)の実施が義務づけられる。具体的には、重量でエアコン六〇%以上、テレビ五五%以上、電気冷蔵庫及び電気洗濯機五〇%以上の資源回収を行わなければならない。言い換えれば、家電四品目について、リサイクルされるべき廃棄物として位置付けたものである。

このため、この法律の本格施行とあわせ廃棄物処理法の廃棄物処理基準を改正し、家電リサイクル法では再商品化等の義務が課せられない市町村や廃棄物処理業者が、平成十三年四月以降に家電四品目を自ら処理しようとする場合は、次のような厚生大臣が定める方法により再生又は

政 策

家電リサイクル法までのスケジュール (見込み) (資料 1)

	国	地方公共団体	事業者
平成11年	再商品化等基準公布 [5月] (平成13年 4月施行) 廃棄物処理基準改正 [5月] (平成13年 4月施行) 施行通知発出 [7月] 法の運用に関する Q & A 集 [8月予定] 施行規則の制定 指定法人の指定 業務規則等の整備 * 必要に応じ留意事項等を通知。	市町村モデル事業の実施 (20市町村) * 法の施行対応のための問題点の検討等 * 住民に対する普及啓発方策 * 収集運搬シミュレーションの実施 等	(製造業者等) 引取り・再商品化等実施体制の検討・整備 * 指定引取場所の配置準備 * 運搬・再商品化等の委託準備 * 再商品化等実施施設の整備 (廃棄物処理施設の設置許可の取得を含む) (小売業者) 引取り・引渡し体制の検討・整備 * 消費者からの引取り * 収集運搬の委託準備 * 管理票の検討
平成12年	市町村マニュアル (前年度モデル事業成果) 製造業者等の認定基準	市町村モデル事業の実施 (20市町村: 予定)	(製造業者等) 試験稼働・施設設置許可等の手続き完了 認定取得準備 * 施設、指定引取場所、料金等
平成13年 4月	法の本格施行 (4月1日)		(製造業者等) 認定取得・本格稼働

処分を行わなければならないこととされている。

ア 家電四品目から鉄、銅及びアルミニウム部品・素材を分離し回収すること

イ テレビのプラウン管を分離し、ガラス原材料として再生すること

ウ テレビの大型プリント基板を分離し、溶融加工により金属として回収すること

エ エアコン及び電気冷蔵庫の冷媒フロン類を回収

エ 3 家電リサイクル法の本格施行に向けた市町村の対応について

① 家電リサイクル法における市町村の役割

家電リサイクル法では、家電四品目について事業者が引き取り、リサイクルを行う義務を負うものであるが、住民が小売業者に家電四品目を

引き渡さず、粗大ごみ等として市町村に排出した場合、市町村は、これを製造業者等(又は指定法人)に引き渡すことができることとしている(法第五条)。

「法第五条」 市町村は、その収集した特定家庭用機器廃棄物を第一七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は指定法人に引き渡すことができる。

市町村の対応として考えられるものは現段階では次の三つの方法であるが、いずれの方法により対応するかは市町村の選択に委ねられる。

ア 粗大ごみ等として収集した家電四品目を製造業者等の設置する指定引取場所まで運搬し、製造業者等に引き渡すこと。

イ 粗大ごみ等として収集した家電四品目を市町村が自ら(又は委託により)再生及び処分を行うこと。

ウ 小売業者との連携により、地域で排出される家電四品目を全て小売業者が引き取る体制を構築すること。

製造業者等に引き渡す場合について(アの場合について)

製造業者等は家電四品目を引き取る際には、公表した再商品化等料金を請求することができる。このため、基本的には、市町村が製造業者等に家電四品目を引き渡す場合、所定の料金を支払うこととなる。

この料金については、廃棄物処理

法に規定する手数料として住民から受け取る方法などが考えられるが、どのような方法によるかは市町村に委ねられる。また、製造業者等が発行する処理券を排出者が購入して貼付するなど既に排出者が再商品化等のための当該料金を支払っている場合は、市町村が重ねて当該料金を支払う必要はない(製造業者等の料金請求方法については現在、製造業者等において検討中である)。

なお、市町村が許可した一般廃棄物処理業者が家電四品目を取り扱う場合、市町村が定める手数料の額に関係なく自由に料金を設定できることとなっている(法第五〇条第二項)。したがって、市町村においては家電四品目について一般廃棄物処理業者が収集等を行うこととし、その料金については小売業者、製造業者等の設定する料金とあわせることも可能である。

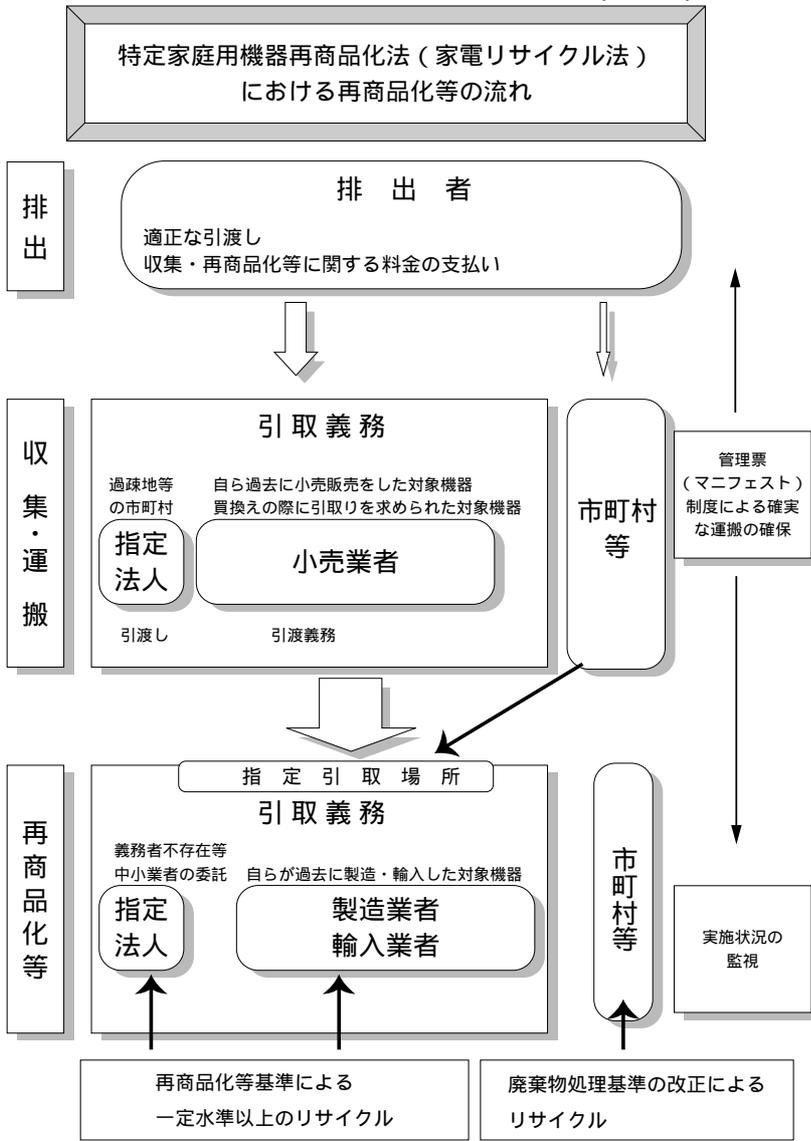
指定引取場所について(アの場合について)

指定引取場所は小売業者や市町村等が製造業者等に家電四品目を引き渡す場所として製造業者等が配置し、管理・運営するものである。製造業者等は地理的条件、交通事情等を勘案し、小売業者、市町村等の円滑な引渡しを確保されるよう指定引取場所を適正に配置しなければならず、その場所の位置を公表することが義務づけられている(法第二九条)。

指定引取場所が適正に配置されていないことにより、製造業者等への

政 策

(資料2)



引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認められる場合は、市町村長及び小売業者は主務大臣（厚生・通産大臣）に申し出ることで、主務大臣は製造業者等に対し指定引取場所の設置の勧告を行うことができる（法第三一条）。また、市町村長の申し出により家電四品目の引渡しに支障が生じている地域として主務大臣が公示した地域については指定法人（の委託業者）が直接引き取ることとなる（法第三三条第

三号）。指定引取場所の配置については、現在、製造業者等において準備・検討中であり、市町村においては、その円滑な配置について特段の配慮をお願いしたい。市町村自ら再生及び処分を行う場合（イの場合について）平成十三年四月一日以降に収集した家電四品目については②③で述べたように厚生大臣が定める方法により再生又は処分を行わなければならないこととなる。ただし、経過措置

として、平成十三年三月三十一日までに収集した家電四品目については、同年九月三十日までの間は、従前の処理が認められる。小売業者が引き取る体制の構築について（ウの場合について）家電四品目については、製造業者等への引渡しと再商品化等の実施を確保するため、なるべく小売業者に引き渡されることが適当である。例えば、地域の家電小売店との連携により、市町村の区域内で排出される家電四品目を全てを小売業者が引き取

地域エネルギー開発利用事業・発電事業普及促進

融資の申し込み受付について
平成11年8月2日から12年1月31日まで

地域エネルギー開発利用事業及び発電事業の普及促進のための利子補給制度に基づく、平成十一年度第二回の融資申込み受け付けを、八月二日から平成十二年一月三十一日までの間、全国の取扱金融機関「都市銀行、長期信用銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用金庫（全国信用金庫連合会）、農林中央金庫及び商工中金」を窓口として実施されます。

利子補給率は、年利「契約時の金利（%）÷2%（ただし、3%を上限とする）」

一件当りの融資額は、開発利用事業の地熱、廃熱、温度差熱利用事業は五億円以下、廃棄物利用事業は三億円以下であり、また、発電事業の地熱発電事業は三億円以下、風力、太陽光発電事業及び廃熱、廃棄物利用発電事業は四億円以下となります。

償還期限は十年以内（三年以内の据置期間あり）で、三ヶ月毎の元金均等償還となっております。

「問い合わせ先」
〒101-8555
東京都千代田区紀尾井町三 六
（秀和紀尾井町パークヒル）

財団法人 新エネルギー財団
導入促進本部 業務部

電話 〇三（五二七五）九八二三

政 策

る体制を構築することも可能である。

②市町村モデル事業の実施については、家電リサイクル法は従来の廃棄物の処理の流れを市町村から小売業者・製造業者等に移行させるものである。また、全国的に実施されることとなるため、市町村においては、①で述べたように平成十三年四月の家電リサイクル法の本格施行に向けての対応が必要となると考えられる。市町村の対応方針の検討については、本年度より厚生省において、特定家庭用機器収集再生等促進支援事業（市町村モデル事業）を実施しており（本年度は二〇市町村を予定）、積極的な参加をお願いしたい。また、本年度モデル事業の結果は平成十二年度に市町村へ情報提供する予定である。（資料3）

4 おわりに

家電リサイクル法の円滑な施行に当たっては、小売業者、製造業者等の義務履行を確保するだけでなく、市町村、住民（消費者）の協力が不可欠である。厚生省では、この法律についての関係者の理解を深める目的で、現在、法律の内容について問答形式の資料を作成しており、八月中に都道府県を通じ全市町村に配布したいと考えており、また、ホームページにも掲載する予定である。厚生省では通商産業省とともに施行規則の制定、指定法人の指定等を進めるとともに、住民（消費者）への法律の内容の周知等について自治体の

格別の配慮をいただきつつこの法律の円滑な施行に努めたいと考えている。

（資料3）

特定家庭用機器収集再生等促進支援事業（モデル事業）

○百万円 六三百万円

1 事業の趣旨

新制度導入に伴う市町村の廃家電品の収集運搬等の体制の構築にあたり解決すべき問題点等についての調査・検討等を行い円滑な完全施行を図る。

2 事業の内容

①特定家庭用機器再商品化法の施行に対応し、市町村で解決すべき問題点の調査、検討等を行う検討委員会の設置・運営。

②地域住民に対する新制度の内容、リサイクルの意義等に関する広報活動等普及啓発事業（新制度においては、リサイクルに関する料金を住民が支払うこととなるなど、円滑な制度実施に当たり、住民の理解と協力が不可欠。）

③製造業者等への引渡し等の試行的実施、収集体制の変更、必要となる施設整備等の分析、収集運搬経費等の費用の比較検討及び不法投棄防止のための具体的方策についての検討。

補助先・市町村・補助率…一/三

情 報

カブセル Now & New

観光バスのフェリー
運賃を補助 北海道
奥尻町

大きな被害をもたらした北海道南西沖地震後、観光客が減少していた町は、観光振興策の一環として、対岸の江差港から五万九千九百九十円、瀬棚港から三万五千八百四十円要する大型観光バスのフェリー片道運賃を補助し、観光入込客を増やしていく事業に乗り出した。

北海道新幹線計画を受けて
新たな地域整備計画を策定 青森県
今別町

九八年二月の日本鉄道建設公団の北海道新幹線計画発表を受けて、町は町内設置予定の北海道新幹線「奥津軽駅（仮称）」を津軽半島地域共有の財産に位置付け、広域的な地域振興につなげていくため「新幹線駅及びカートレイン・ターミナルと地域整備計画」を策定した。

出産祝い券事業がスタート 秋田県
若美町

町は、町民が出産した場合、新生児に一人当たり一律五万円の商品券を支給する「出産お祝い券（ほへみ券）」事業をスタート、住民基本台帳に登録されてから十四日以内に、有効期限半年の千円券を五十枚交付している。

三人目の子供に
「出産奨励金」制度 茨城県
猿島町

人口定住化に取り組む町は、町内に半年以上居住している町民が三人目の子供を出産した場

合、出産日から半年後に五万円、一年後に五万円の計十万円を、また、四人目以降にはそれぞれ十万円ずつの計二十万円の「出産奨励金」を支給する制度を開始した。

特殊勤務手当の
見直しで経費節減 栃木県
国分寺町

行財政改革の一環として時代にそぐわなくなつた手当の見直しを進めていた町は、十三の特殊勤務手当のうち、現金出納事務、社会福祉業務、自動車等の運転、じんかい処理、保母（保育士）、保健婦に関する六手当を今年度から廃止し、年間約百万円の経費節減を図つた。

アンケートに基づく
新総合計画を策定 山梨県
白根町

九一年策定の「白根総合福祉計画」について、町民アンケート等に基づき九八年から見直しを進めてきた町は、防犯・防災教育、環境、福祉、身近な生活空間の充実を重点施策に掲げ、必要性・緊急性の高い施策を盛り込んだ総合五カ年計画「白根はーとふるプラン」を策定した。

可燃ゴミの有料化開始 新潟県
六日町外町

南魚沼郡広域事務組合構成四町のうち、一般廃棄物を共同処理している六日町、塩沢町、湯沢町の三町は、家庭から排出される可燃ごみの有料化を開始し、料金を上乗せした専用ごみ袋を利用するか、有料シールを買物袋などに貼付して出してもらっている。

スズムシふ化の受託事業を開始 長野県
松川村

道の駅としても整備されているふれあい交流センター「寄つて亭まつかわ」でスズムシを繁殖するなど「スズムシの里」づくりを推進している村は、一般家庭からスズムシの卵を預かり、同センター養殖施設で加温しふ化を早め、成虫を家庭に戻す受託事業に取り組んでいる。

阪神・淡路大震災の
「メモリアルハウス」が開館 兵庫県
北淡町

兵庫県と町が共同で整備している「北淡町震災記念公園」内に、阪神・淡路大震災で地表に現れた野島断層上に建つていた民家を取得・改修し、震災直後の被害状況を復元した「メモリアルハウス」が開館、すでに公園内にオープンしている野島断層保存館とともに来町者の話題を呼んでいる。

チャイルドシート
購入に補助制度 奈良県
川上村

奈良県警とタイアップしてチャイルドシートの普及に取り組んでいる村は、二年以上上に住民登録又は外国人登録をし、かつ、六歳未満の子供がいる住民がチャイルドシートを購入した場合、子供一回に限り最高一万円を補助していく制度をスタートさせた。

少子化対策で母子に
医療費等の助成制度 広島県
大朝町

人口減少、少子化傾向に歯止めをかけるため、町は少子化対策の一環として、二歳児までの

医療費無料化を拡充し、小学校入学前の乳幼児までの医療費を無料にするともに、妊婦に対し、産前産後の各半年間に月額三千円の健康増進費を支給している。

三人以上の子供の
保護者に支援金 高知県
安田町

若者定住策と子育て支援を進めている町は、三人以上の子供を持つ町内在住の保護者に対して、子供が満六歳になるまで一人当たり月額で、第三子一万円、第四子三万円、第五子以上五万円の支援金を支給する「町すこやか子育て条例」を施行した。

三セクの温泉
保養施設オープン 宮崎県
西米良村

住民にゆつたりと温泉を利用してもらうと村が総事業費約七億円をかけ建設を進めていた第三セクター運営の温泉保養施設「西米良温泉カリコポースの湯（愛称・ゆたーと）」がオープン、住民の人気を博している。

廃油リサイクルで
公用車の代替燃料に 鹿児島県
屋久町

世界自然遺産登録地となっている町は、河川・海洋汚染や大気汚染防止の一環として、廃食用油から軽油の代替燃料が精製できる廃油リサイクル用機器を約一千四百万円で購入、廃油リサイクルを進め代替燃料を公用車に使用していく予定で、公用車によるテスト走行を実施した。

カブセル Now & New

情 報

八月八日の「立秋」以降の暑さを「残暑」と呼ぶが、これが結構長引いて、例年九月二十六日の彼岸明けの頃にならないと朝夕の涼しさは期待できない。二十日一日「立春」から数えて二十日(二百二十日)二十日(二百二十日)一日(が厄日とされる大型台風)の来襲時期でもあり、残りの暑さと台風はじめとした蒸し暑さで、九月は過ごしにくい月といえます。頑張っていた盛夏の疲れが出てきて医者通いをする人もふえ、湿度の高さからO157の如き食中毒事件が多発するのも九月です。「暑中見舞」より「残暑見舞」の便りをする人の方が年々高齢者の間では増加しています。が、実感あつての現象といえそうです。二十日の彼岸の入りまでは酷暑の季節越えの癒しのひとときと割り切つて、家族みんなの身体をいたわり休めましょう。病菌の巣にならぬよう冷蔵庫の入念な掃除をし、内部はアルコールで拭き清めて消毒をすましておきます。あとは冷飲冷食で疲れたお腹にやさしい温食をこころがけ、よく眠り、気持ちをやつとるりとさせて、九日重陽の節句には、あやかりたいほど元気に咲いている菊花で

彼岸までは癒しのひとときと割り切つて
 児玉芳子
 生活評論家

もいけて観賞してみてはいかが。
 十五夜
 九月二十三日の彼岸の中日の次の日が今年は「十五夜」です。昨年は十月五日が「十五夜」でずいぶん遅い月見でしたが今年には順当な頃合いといえます。あまり盛んに行なわれない「重陽」と戦後生まれの「敬老の日」と「秋のお彼岸」以外は神社の祭も少なく、年中行事の少ない九月にあつて「十五夜」はやはり夢のある家庭行事といえましょう。古くは月見の宴ではなく稲の早穂をとつて山の神や田の神に供え、豊作を祈る農業催事の日だったとか。今でも「月見」と呼ばず「名月祭」「稲草祭」「初穂祭」という地方もあり、発生の名残りが古代をしのばせます。お月見といえは付きものようにススキの穂を団子にそえる風習も、この初穂に類似していることと関係があるのかも知れません。仲秋の名月が初穂祭からリクリエーションとしてのお月見に変わつて行つたのは仏教伝来以後のこと、本家本元の中国では「存じのお菓子」「月餅」を月に供えますが、日本はちようど旬の里芋の子のゆでたの、白い団子と、至つてさっぱりと簡素です。供物にも食生活の違いがリアルで、同じ「月」を観賞しているのに……とちよつとおかしくなります。「仲秋の名月」は旧暦八月十五日の「月」。今年九月二十四日がこの日に当たるわけで、七、八、九月を秋の季とする旧暦では七月を初秋、八月を仲秋、九月を晩秋と呼ぶため「仲秋の名月」と称されます。また、十五夜は月が

青魚
 九月になると新サンマの荷揚げがニコースになります。七輪に炭火をおこし、中型の石やレンガを七輪の両脇に置いた上に焼網をのせ、バラバラと塩ふりをしたサンマを焼く。もうもうと煙が立ち、団扇で炭火をおおぎながら涙を流しむせかえつての大仕事ですが、こうして焼くとサンマの余分な脂肪がポトポトと炭火に落ちて、たつぷりのダイコンおろしをそえ、醤油をジューツと音立てかけて口にすると、旨いのなんの。家が建て込み集合住宅になつた現今では、サンマを炭火で焼く自由は人のいない山の中か海辺にでも行かない限り許されなげたく。赤外線式魚焼器でがまんするより手はありません。サンマをはじめ、サバ、イワシ、と青魚の代表三種が九月のしゅん。近年青魚の脂肪酸は体内のコレステロールを低下させると判明し、ほんとうは肉好みの若い人たちも、サバのみそ煮、塩焼、イワシの生姜煮、丸干し、塩焼などにたいへん関心を持たれている様子。小学生が高血圧に悩んだり、若者がクモ膜下出血を起こしたり、腎臓を患ったり、病気の低年齢化がすすんでいる現在、せいぜい青魚を食して血液の浄化の一助としたいものです。九月は青魚に挑戦する絶好のチャンスかも知れません。

明るいので「良夜」「芋名月」「月夕」「望月」「端正月」「ちつきよ」「望月夜」などとも呼ばれ、江戸っ子は「三五夜」(3×5=15だから)なんて洒落していたようです。

随 想

今昔物語



沖繩県 知念村 長 夫
 沖繩県 知念村 長 夫
 沖繩県 知念村 長 夫

冷戦が終わりを告げ、世界各地で民族主義が台頭し、民族や宗教の違いから或いは領土問題等で紛争の絶えることがない。

記憶に新しい所では、イラク戦争、ルワンダにおけるツチ族、フツ族の大量虐殺、ユーゴスラビア、コソボ自治州のセルビア人とアルバニア人の紛争等である。歴史をたどればその昔から加害者が被害者となり、被害者が加害者となった経緯と、強者が弱者を抹殺するケースが多い。

青い惑星の地球上には、六十億近くの人が住んでいる。発生のルーツについては、長い年月の研究から近年特にDNA鑑定の結果が真実に迫るものと考えられる。つまり、今日まで人類の起源はジャワ原人、北京原人、ネアンデルタール人とされてきたが、DNA鑑定

の結果、原人と現人との間につながりがなく、地球上のすべてのヒトの集団は約二十万年前にアフリカを起源とする説に変わってきた。

沖繩のことは「イチャリバチョーデー（会う人は皆兄弟）」といふのがあがるが、地球人は元をただせば皆血縁関係にあったということである。紛争のない平和な惑星にしたいものである。

次は、日本に目を向けてみよう。今日まで大和民族という誇りで混血のない純粋な単一民族と考えられてきたが、縄文系と弥生系の入れ交わりを始めとして、大陸や北方、南方からの渡来で世界でも類を見ない混血度の高い国民であることが分かってきた。沖繩では那覇市山下原洞穴の骨や具志頭村港川のフィッシャー人骨が二万年

〜一万八千年前のものと言われ、六万年前から三万年前の氷河期に大陸と陸続きであった頃、獲物を追って島にたどりついたと考えられる。その次がアマミキヨ族の渡来説である。

玉城村には沖繩民族発祥の伝承がある。村土一七平方キロ、人口一万一千人の純農村である。沖合に展開する珊瑚礁のリーフ、白い砂浜、深い緑と豊かな湧水、数多く残る史跡群、村中が文化財の宝庫である。その昔（紀元前二千年頃と推定されている）はるか東方のニライカナイの楽園から海をこえて、沖繩本島に始めて上陸した聖地（ヤハラツカサ）飯の宿となった聖地（浜川御獄）定住の聖地（ミントン城）があり、沖繩中の各門中（父系血族の一門）から毎年拝みがあり、琉球王朝時代も歴代の王が村内の各聖地を巡拝する行事があつて、祭政一体の重要な儀式であつたことから、民族発祥の伝承は真実さが伺える。

村の産業は農業が主で、一昔前までは広大な水田が広がり、肥沃な畑と共に産業の村、人材の村としての名声を博していた。

現在は、水田は消え、土地改良された圃場にはハウスが建ち並び、花卉、果樹、野菜、サトウキビの主産地となつている。

次に衣食住についてふれてみたい。芭蕉布と言えば、沖繩を代表する着物である。大戦前までは、新しい着物は外出着、古着は農作業用として定着していた。現在は、民芸品的で高価になり、踊りの衣装として愛用されている。食は、甘藷が主食で、米は換金のため日常はあまり食膳に上らなかつた。住については、赤瓦の屋根と茅葺屋根の涼しい建物であつたが、戦災で焼失し戦後は無理をしても台風対策のため鉄筋コンクリートの建物に変わった。屋根の上に丸いドーム型のタンクが数多く見られ、県外の方にはテレビのアンテナに見えるそうである。水資源が少ない知恵で水を貯えるタンクである。

教育の中でも言葉の歴史がある。戦争中、中央集権・富国強兵施策の中、方言排除が実施され、うっかり方言で話すと大きな方言札を首からかけられた。日本の古語が沖繩方言に残っていると聞ける。（例として、メンソーレー「いらっしやいませ、アケズトトンボ、ハベル「蝶など」。生活面では、貧富の差がなくなったと言えようか。昔の貧乏人は肩身の狭い思いで毎日を暮らしていた。学校でのアンケート調査では、子供の

情 報

町村週報主要索引

総てが中流以上の家庭と意識して
いる。交通面では昔は足が頼りであ
った。現在は、自家用車の普及
で行動半径が広くなり、飛行機も
利用しやすくなって地球も狭く
なったものである。
首里城の正門前に守礼之門が建
ち、守礼之邦の扁額が掲げられて

いる。十三世紀頃から始まった大
航海時代、アンナン・シヤム(ベ
トナム・タイ) 方面まで交易のた
め出かけた琉球人は、礼儀正しく
勇気があつて、外国の商人とは区
別される程尊敬されていた。
戦後この方、非礼の邦になりか
けた時があつた。去る大戦で鉄の

暴風が吹き荒れ、守礼の気風も吹
き飛ばされ、裸一貫になったとき
近くに山と積まれた米軍の物資が
あつて、戦果と称して失敬したも
のである。その悪習慣がしばらく
続き、良心ある県民を憂慮させた。
時代も移り変わり沖縄県は今、
観光立県を目指していてやがて五

百万人の入込客が実現しようと
している。
玉城村も観光振興を村づくりの
主目標にしている。現在二百万人
余の入込客があり、名実ともに元
の守礼之邦に早く戻りたいもので
ある。

平成十一年五月〜八月
二二七二号〜二二八四号

号 頁

活 動

- 全国町村会緊急要望 二二七二 4
- 黒澤会長自民党役員に実行運動 二二七三 2
- 介護保険制度で緊急要望 二二七六 4
- 平成十一年度政府予算編成・施策で要望 全国町村会 二二七八 2
- 全国町村会役員が自民党、関係省庁に実行運動を展開 二二七八 3
- 全国町村会緊急要望 二二七八 4
- 分権一括法の成立で小淵首相等を表敬訪問 二二八〇 3
- 新任の正副会長・役員を選出 全国町村会 二二八二 2
- 正副会長が小淵首相などを

政 策

- 表敬訪問 二二八二 4
- 十二年度政府予算編成・施策で要望 全国町村会 二二八二 5
- 市町村合併推進の指針で要望 全国町村会 二二八三 3
- 徹底した行革の推進と財政体質の健全化が急務 平成十一年度地方財政運営通達(上) 自治省 二二七一 2
- 多自然居住地域の創造で報告書 国土庁 二二七二 2
- 平成十一年度地方財政運営通達(下) 自治省 二二七二 6
- 新基本法、農政改革に国民の理解求める 平成十年度農業白書 二二七三 3
- 森林維持の重要性を強調 平成十年度林業白書 二二七四 2
- 第三セクターの経営で指針を示す 自治省 二二七五 2
- 中山間地域等への所得補償で中間報告 農水省・検討会 二二七六 2
- 自然体験プログラムで報告書 国土庁 二二七七 2

- 新たな過疎対策の基本的考え方を示す 国土庁・過疎問題懇談会 二二七九 2
- 地方分権の実現に大きく前進 地方分権一括法が成立 二二八〇 2
- 中央省庁等改革関連法が成立 二二八〇 7
- 森林・林業政策の基本的課題を提示 林野庁・検討会 二二八一 2
- 景気低迷下の観光状況を分析 平成十一年版観光白書 二二八二 6
- 市町村合併の指針を策定 自治省 二二八三 2
- 平成十一年度普通交付税大綱決まる 二二八三 5
- 特殊家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)の本格施行に向けて 二二八四 2

随 想

- 井蛙に惟ふ 青森県町村会長・相馬村長 山内一義 二二七一 14
- 「菜の花忌」に想う 愛知県町村会長・東浦町長 井村徳光 二二七六 10
- ブナの自然林から地球環境を考える 京都府大宮町長 吉岡秀男 二二七七 10
- ゴールのない駅伝 長崎県千々石町長 床井一郎 二二七八 27
- 遠い記憶「私の幼時体験」 埼玉県町村会長・花園町長 富田恵三 二二七九 10
- 町民の共感を呼ぶ町づくり 岡山県矢掛町長 山岡治喜 二二八〇 14

わが人生に悔いはなし

三重県美里村長

新 義雄 二二七二 10

下排水整備に思う

兵庫県加美町長

森野義史 二二七三 10

町づくりの為の私の健康づくり

宮崎県野尻町長

長瀬道大 二二七四 10

特産「とんぶり」考

秋田県比内町長

大澤清治 二二七五 10

「菜の花忌」に想う

愛知県町村会長・東浦町長

井村徳光 二二七六 10

ブナの自然林から地球環境を考える

京都府大宮町長

吉岡秀男 二二七七 10

ゴールのない駅伝

長崎県千々石町長

床井一郎 二二七八 27

遠い記憶「私の幼時体験」

埼玉県町村会長・花園町長

富田恵三 二二七九 10

町民の共感を呼ぶ町づくり

岡山県矢掛町長

山岡治喜 二二八〇 14

情 報

町の今昔：静岡県雄踏町長

藤田源一左衛門 二二二八一

水害に強いまちづくり

宮城県鹿島台町長

鹿野文永 二二二八二

「歩く」町づくり

福井県上中町長

霜中 衛 二二二八三

今昔物語

沖縄県玉城村長

知念信夫 二二二八四

フォーラム

みんなで築くいきいきふるさとづくり

宮崎県日之影町 二二二七一

元気のでるまち(住民参加)

広島県上下町 二二二七四

村の宝は五つのセクター会社

岐阜県明宝村 二二二七五

ひまわりの咲き誇りサイクルタウンのぎ

栃木県野木町 二二二七六

石炭を魚にかえて島おこし

長崎県高島町 二二二七七

精神文化・禅の里

石川県門前町 二二二七九

歴史・人情・自然が感じられるまほろばの里づくり

山形県高島町 二二二八〇

二一世紀へ鳴動する希望と活気に満ちたアクアタウン

徳島県穴喰町 二二二八一

緑と花とやさしさあふれるまち・いなさ

静岡県引佐町 二二二八二

能島水軍口マンの里・宮窪

愛媛県宮窪町 二二二八三

二二二八三 5

二二二八二 10

二二二八三 5

情 報

町村週報主要索引

(平成十一年一月～四月)

二二二七一 13

町村週報主要索引

(平成十一年五月～八月)

二二二八四 10

地方公務員共済組合による介護保険料特別徴収事務について

二二二七三 8

新任都道府県町村会長の略歴

(埼玉県) 二二二七四 5

新任都道府県町村会長の略歴

(和歌山県・香川県)

二二二七六 9

新任都道府県町村会長の略歴

(山梨県) 二二二七七 6

新任都道府県町村会長の略歴

(福島県) 二二二七八 24

新任都道府県町村会長の略歴

(神奈川県・千葉県・岐阜県・秋田県・鳥取県・愛媛県・富山県)

二二二七九 8

新任都道府県町村会長の略歴

(山口県・長野県・鹿児島県・奈良県・徳島県)

二二二八〇 11

新任都道府県町村会長の略歴

(愛知県・静岡県・青森県・鳥根県)

二二二八一 8

新任都道府県町村会長の略歴

(広島県・栃木県)

二二二八二 9

カプセルNow&New

二二二七四・二二七六

二二二八一・二二八四

政策リーダー

二二二七一～二二二七七

二二二七九～二二八四

情 報

政策レーダー

政策レーダー

ペットボトル等分別収集状況発表

―厚生省―

厚生省はこのほど、容器包装リサイクル法に基づく平成十年度の分別収集・再商品化率等を発表した。対象品目ごとに実施市町村数、分別収集量等を見ると、①無色ガラスビン、八六二市町村・三三二、二八四(再商品化率九四・一%)、②茶色ガラスビン、八六六市町村・二七四、三七四(同九三・四%)、③その他ガラスビン、七八四市町村・一三六、九五三(同九一%)、④ペットボトル、一一市町村・四七、六一(同九四・九%)、⑤スチール缶、五七二市町村・四七一、六三八(同九七・八%)、⑥アルミ缶、五八七市町村・一一一、二二四(同九六・八%)、⑦飲料用紙パック、一一一市町村・八、九三九(九七・%)となっている。

このうち、ペットボトルの分別収集量は、昨年度の分別収集量の二・二三倍と急増し、計画量に対する達成率も一・六・八%に上っており、分別収集の急速な進捗がみられている。他の六品目は一・%に達していないが、その理由として、①目標値が高めに設定されていた、②分別収集開始時期が遅れた―等の理由を挙げている。

厚生省は、リサイクルをさらに強力に推進していくためには、市町村の一層の創意工夫による分別収集の効率化、収集量の増加、それに応じた再商品化能力の拡大、そして製品の需要拡大等が重要だとしている。

平成十年度版過疎白書公表

国土庁は、七月三十日に平成十年度版「過疎対策の現況」を公表した。本書は①過疎対策のあゆみ②過疎地域の現況③過疎対策の現況④過疎地域活性化への取組の全四章構成となっており、また、本年度末の現行過疎法の失効期限を控え、新たな過疎対策のあり方等について検討している過疎問題懇談会の間取りまとめについても触れている。

これによると、過疎地域に指定された市町村は、二三〇団体と市町村総数の三八%、人口は約八〇〇万人で総人口の六%に過ぎないものの、面積は総面積の約半分を占めている。財政力指数は〇・二〇と全国平均(〇・四二)の約半分で、極めて厳しい状況にある。また、人口構成では六五歳以上の高齢者比率が二五%と、全国に二〇年先行する高齢社会となっている。

中間取りまとめについては、時代潮流の変化を踏まえたこれからの過疎地域の役割と過疎対策の意義について指摘した上で、新たな過疎対策の基本的方向として、①多様な起業と人材育成による地域経済の自立②地域間の連携と広域的対応の推進などを提示、その上で具体的施策の分野別の方向について示した後、支援施策のあり方として、①市町村の主体的取組に対する都道府県の協力、国の支援②民間経済活動への支援の重視などを検討していくべきとしている。

小規模企業政策小委員会中間とりまとめ公表

中小企業基本法制定から三十五年が経過し、社会経済状況の変化や政策課題等を踏まえた今後の小規模企業政策について検討を重ねてきた、小規模企業政策小委員会(中小企業政策審議会)が、このほど中間とりまとめを公表した。

小規模企業の実態は、経営基盤の脆弱性等、基本法制定時と基本的には変化がないが、高い生産性をもつ企業の出現、地域社会における雇用期待が増大しているとし、今後は、開業を目指す個人を政策対象に加え、創業を支援するとしている。

現在、経営改善普及事業として実施されている支援事業のうち①基礎的な事業(経営相談、税務・記帳指導等)と、②地域経済活性化事業(地域振興ビジョン、村おこし事業等)は、国の事業費補助を縮小、基本的には市町村の事業とし、広域的な事業は都道府県の事業とする。また、小規模企業の自立を促し、受益者負担の導入を検討する。一方、③経営革新支援事業(新商品開発、情報化支援等)、④創業支援事業については、国の支援を充実する等が報告されている。

また、商工会には、自己財源による自立的基盤の確保と広域化や合併等の促進を、設備近代化資金助成制度については、「経営革新」「創業」のための設備投資支援という新たな観点からの制度の再構築を提言している。